

平成 27 年度高知県がん診療連携拠点病院等機能強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県がん診療連携拠点病院等機能強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第 2 条 県は、がん診療連携拠点病院等（以下「補助事業者」という。）が、地域におけるがん診療の円滑な実施を図るとともに質の高いがん医療の提供体制を確立するために必要な次に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) がん診療連携拠点病院機能強化事業

厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院が実施する別表第 1 に掲げる事業

(2) がん診療連携推進病院機能強化事業

県が指定したがん診療連携推進病院のうち、がん診療連携拠点病院の指定要件と同等の医師及び医療従事者を配置している病院が実施する別表第 1 に掲げる事業

(補助率及び補助対象経費)

第 3 条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助率及び補助対象経費は、別表第 2 に定めるとおりとし、次に掲げる方法により算出するものとする。ただし、算出された補助額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 施設ごとに、別表第 2 の第 2 欄に定める基準額と同表の第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表の第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、関係書類を添えて1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の提出による申請が適当であると認めるときには、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する各区分の経費の配分の変更（区分の配分額の10パーセント以内の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ前号の補助金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

- (7) 補助金及び補助事業に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (8) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならないこと。この場合において、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 補助事業の実施において物品を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品の調達に努めるものとする。
- (10) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。
- (11) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (12) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日（前条第2号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに1部を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年8月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

区分	補助事業	事業の内容
がん 診療 連携 拠点 病院 機能 強化 事業	1 がん医療従事者研修事業	<p>がん診療連携拠点病院において、主ながんの化学療法若しくは放射線治療の専門的な医師又はがん医療を支えるメディカルスタッフを養成するとともに、治療と職業生活との両立を支援する観点から、がん医療に携わる医師を対象としたがん患者又は経験者の就労に関するニーズ又は課題の理解を促進させるための効果的かつ効率的な研修事業</p> <p>(1) 地域のかかりつけ医等を対象としたがんの早期診断、緩和ケア等に関する研修</p> <p>(2) 地域の医療機関のメディカルスタッフを対象としたがんの専門知識及び技術の修得のための研修</p> <p>(3) 院内外の講師による公開カンファレンス</p>
	2 がん診療連携拠点病院ネットワーク事業	<p>がん診療連携拠点病院間及び各医療機関との密接な連携を図るとともに、地域におけるがん医療情報の収集、診療支援医師の派遣、研修計画の調整等を行うため都道府県がん診療連携拠点病院に「都道府県がん診療連携協議会」を設置する事業、各医療機関の要請に応じてがんの専門医を派遣する等の診療支援を行うとともに、研修に参加しやすい環境を整備するため、専門医等の養成研修期間中の代診医等を確保する事業並びにがん診療施設情報ネットワークシステムを独立行政法人国立がん研究センターのシステムと接続し多地点テレビ会議システムによるメディカルカンファレンスを行うことにより全国の研究及び診療レベルの施設間及び地域間格差の是正を図る事業</p> <p>(1) 都道府県がん診療連携協議会への出席</p> <p>(2) 地域の医療機関に対する共同診療計画の作成等による支援</p> <p>(3) 都道府県がん診療連携拠点病院等において実施されるがん医療従事者研修等への所属職員の派遣</p> <p>(4) (3)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用</p> <p>(5) がん診療施設情報ネットワークシステムの運営管理</p>
	3 がん相談支援事業	<p>院内外のがん患者及びその家族の不安又は疑問に適切に対応するための電話、面談等によるがん患者の療養上の相談、地域の医療機関又はセカンドオピニオン医師の紹介、禁煙相談（たばこクイットライン等）、地域の医療機関等からの相談等への対応等、相談支援センターにおいて行われる事業</p>
	4 普及啓発・情報提供事業	<p>がん患者及びその家族の不安又は疑問に適切に対応するために行うがんに関する各種情報の収集又は提供、小冊子、リーフレット等の作成及び配付、市民向けフォーラム等の開催</p>

5 病理医養成等事業	<p>病理診断等の専門医師が不足している現状から、病理診断業務の軽減及び若手医師を専門医師として養成することが急務であるため、日本病理学会認定施設において、専門病理医の養成及び病理診断業務の軽減を図るための病理診断補助員の確保等を実施する事業</p> <p>(1) 病理専門医を養成するための病理医の雇用 (2) 病理診断業務の軽減を図るための病理診断補助員の雇用 (3) 若手医師対象とした病理に関心をもたせるための研修等</p>
6 在宅緩和ケア地域連携事業	<p>がん診療連携拠点病院において県と連携し、二次医療圏の在宅療養を支援する診療所との協力リストを作成する事業並びに医療圏内の在宅緩和ケアを専門とする医師等と協力し、在宅療養支援診療所の医師に対し、がん緩和ケアに関する知識及び技術の研修を行い、在宅緩和ケア地域連携体制の構築を図る事業</p> <p>(1) 二次医療圏内の在宅療養支援診療所等のリスト及び在宅緩和ケア連携を患者家族に示せる在宅緩和ケアマップの作成 (2) 症状緩和を目的とした緩和ケア関連の地域連携クリティカルパスの作成及び運用 (3) 拠点病院内の緩和ケアチーム、在宅緩和ケアを専門とする医師等によるがん性疼痛管理を中心とした緩和ケアに関する研修会の開催</p>
7 緩和ケア推進事業	<p>がん疼痛を始めとする苦痛を抱えた患者に対し、より迅速かつ適切な緩和ケアを提供し、診断時から切れ目のない緩和ケア提供体制を構築するため、がん診療連携拠点病院において緩和ケアセンターを整備し、緩和ケアチーム及び緩和ケア外来の運営、院内の相談支援センター、二次医療圏内の在宅医療機関等との連携並びに重度のがん疼痛等の症状悪化時に対応するための緊急緩和ケア病床の確保を行う事業</p>
8 がん患者の就労に関する総合支援事業	<p>がん相談支援センターへ就労に関する知識を有する専門家を配置するとともに、ハローワーク、産業保健総合支援センター等でがん患者の就労に携わる相談員と情報交換を行う場を設ける等、がん相談支援センターに寄せられる就労に関する相談に対し、適切な情報提供及び相談支援を行う事業</p>
がん診療連携推進	<p>1 がん医療従事者研修事業</p> <p>(1) がん医療に携わる医師を対象とした緩和ケア研修 (2) がん診療に携わる医師等を対象とした早期診断副作用対応を含めた放射線療法及び化学療法の推進並びに緩和ケア等に関する研修</p>

病院 機能 強化 事業	2 がん相談支援事業	院内外のがん患者及びその家族の不安または疑問に適切に対応するための電話、面談等によるがん患者の療養上の相談、地域の医療機関又はセカンドオピニオン医師の紹介、禁煙相談（たばこクイットライン等）、地域の医療機関等からの相談等への対応等、相談支援センターにおいて行われる事業
----------------------	------------	--

別表第2（第3条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
がん診療連携拠点病院機能強化事業	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1)がん相談支援事業 対象経費のうち、報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当及び時間外勤務手当をいう。以下この表において同じ。）、共済費、賃金及び報償費の合計額は、事業実施年度内でのがん相談件数により算定した額。ただし、上記以外の経費は、知事が必要があると認めた額。</p> <p>ア 7,800 件以下の場合 7,605,000 円</p> <p>イ 7,801 件以上の場合 11,407,500 円とし、3,900 件増すごとに3,802,500 円を加算する。</p> <p>(2)緩和ケア推進事業 対象経費のうち、緩和ケア病床確保費に係る経費 15,550 円×（緊急病床確保の実施日数－緊急病床確保の実施日数のうち病床利用日数）とし、1,633,000 円以内で知事が必要があると認めた額。ただし、上記以外の経費は、知事が必要があると認めた額。</p> <p>(3)その他の事業 知事が必要があると認めた額</p>	<p>がん診療連携拠点病院機能強化事業に必要な報酬、給料、職員諸手当、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費（国内旅費に限る。）、需用費（図書購入費、消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費並びに緩和ケア病床確保に係る経費。ただし、給料、職員諸手当及び共済費については、院内がん登録促進事業、がん相談支援事業、病理医養成等事業及びがん患者の就労に関する総合支援事業に限る。</p> <p>また、緩和ケア病床確保に係る経費については、緩和ケア推進事業に限る。</p>	10/10

<p>がん診療 連携推進 病院機能 強化事業</p>	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) がん医療従事者研修事業 知事が必要があると認め た額</p> <p>(2) がん相談支援事業 対象経費のうち、報酬、給 料、職員諸手当、共済費、賃 金及び報償費の合計額は、事 業実施年度内でのがん相談件 数により算定した額。ただ し、上記以外の経費は、知事 が必要があると認めた額。</p> <p>ア 7,800 件以下の場合 7,605,000 円</p> <p>イ 7,801 件以上の場合 11,407,500 円とし、3,900 件増すごとに 3,802,500 円 を加算する。</p>	<p>当該事業に必要な報 酬、給料、職員諸手当、 共済費、会議費、賃金、 報償費、旅費（国内旅費 に限る。）、需用費（図書 購入費、消耗品費及び印 刷製本費）、役務費（通 信運搬費、保守料及び広 告料）、委託料、使用料 及び賃借料並びに備品購 入費。ただし、給料、職 員諸手当及び共済費につ いては、がん相談支援事 業に限る。</p>	<p>1/2</p>
--	--	---	------------

別表第3（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団または暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。